

[事案 2022-320] 新契約無効請求

・令和5年10月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が勝手に契約内容を変更したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年9月に銀行を募集代理店として契約した豪ドル建個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

(1)募集人から、毎月配当があり10年ごとに見直しできると説明を受けたため、A保険会社の円建保険に申込み、同夜これを米ドル建に変更したが、後日、B保険会社（本件保険会社）の本契約の保険証券が届いた。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人の主張するような改竄・捏造はしておらず、申立人の意向を踏まえ、パンフレット、豪ドル建の設計書を用いて説明し、申立人は契約内容を確認した上で申し込んでいることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。